

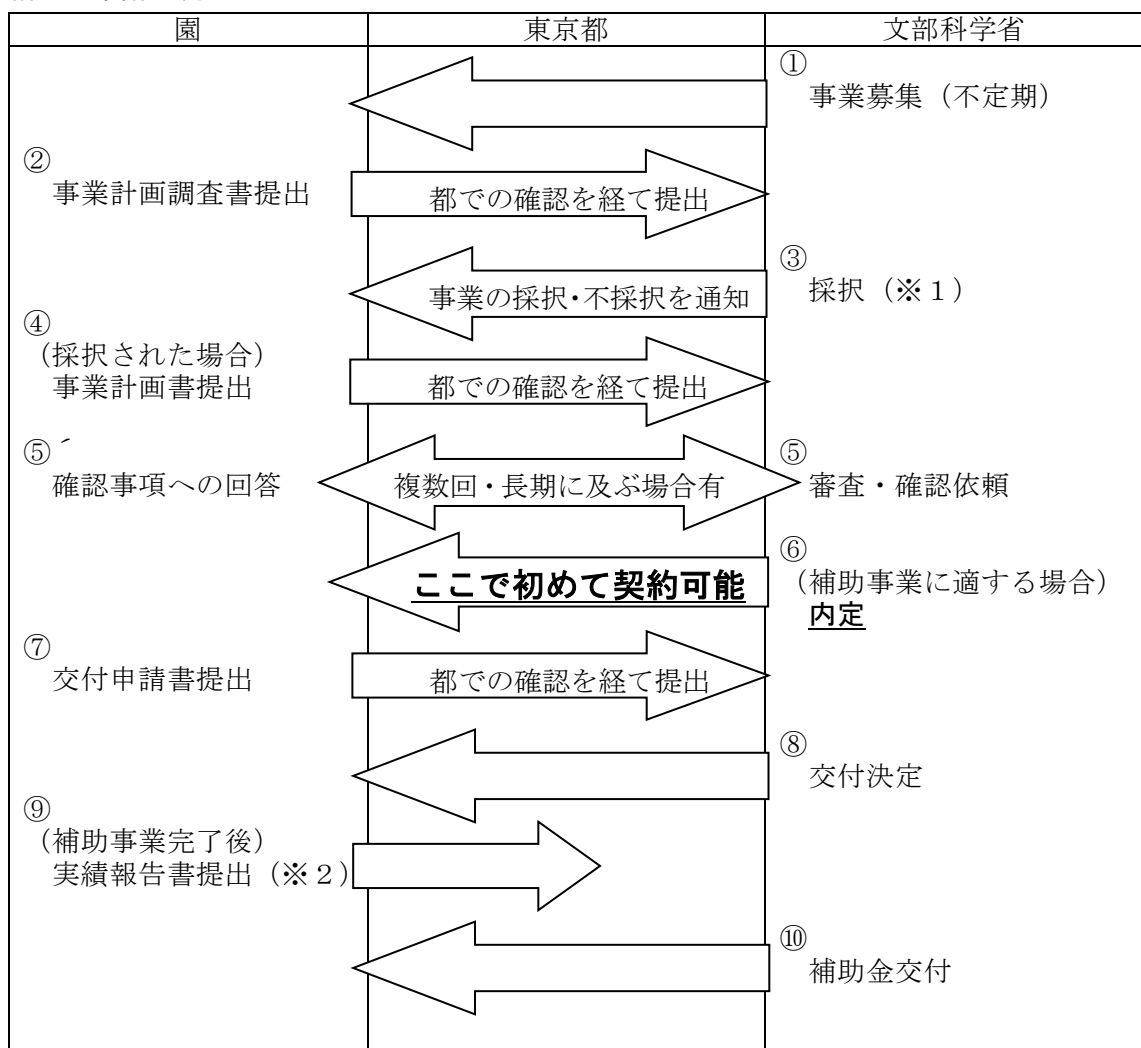
私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の概要

1 補助金の概要

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）は、文部科学省が所管する国庫補助金です。国庫補助金のため、文部科学省から事業の内定が出るまで工事に着手（契約）することはできません。

また、交付決定年度内に事業が完了しない事業については、原則として補助対象事業になりません。

2 補助金申請の流れ



※１ 採択は、内定ではありません。内定前の契約締結、契約締結前における着手金の支払いはできませんのでご注意ください。内定前の着手が行われた場合は、どのような理由であっても、本補助金の交付を受けることができなくなります。交付後に発覚した場合は、補助金の返還となります。

※2 事業完了後、東京都職員が現地調査を行いますので、ご協力ください。

3 補助の対象

(1) 対象となる園

学校法人が設置する私立幼稚園施設整備

※幼稚園型認定こども園及び幼稚園型含め認定こども園に移行する幼稚園については、「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助対象となるため、本補助金では対象外となる。

(2) 対象事業（補助メニュー）

新築・増築・改築	①園の新規創設または学級定員の引き下げもしくは感染症対策に伴う増築 ②危険な状態にある園舎の改築（耐震改築・その他）、預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築
屋外教育環境整備	（防音壁を除き）上記①②と同時に実施する整備事業
耐震補強工事等	①園舎の耐震補強工事 ②非構造部材の耐震対策 ③防災機能強化工事
防犯対策工事	交付決定年度中に実施する防犯対策工事
特別防犯対策工事	交付決定年度中に実施する特別防犯対策工事
アスベスト等対策工事	交付決定年度中に実施するアスベスト等対策工事
エコ改修事業	交付決定年度中に実施するエコ改修事業
内部改修工事	交付決定年度中に実施する内部改修工事
バリアフリー化工事	交付決定年度中に実施するバリアフリー化工事

(3) 対象事業の実施年度

原則として補助金交付決定年度

（交付決定年度に着工し、交付決定年度中に工事を完了すること）

【例外】

ア 実施設計費（前年度支出分まで対象となる）

イ 耐震診断費（前々年度支出分まで対象となる）

※ア～イは工事費同様、3社以上の見積りが必要です。

(4) 各事業概要

別紙のとおり

4 令和7年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	1 m ² あたり単価
R, 耐S、W	249,500 円/m ²
S	220,700 円/m ²

5 補足

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、改築（耐震）、耐震補強については、倒壊又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is 値 0.3 未満又は Iw 値 0.7 未満）から優先的に採択を行う予定です。

そのため、改築（耐震）、耐震補強の区分で提出する事業については、事業計画一覧の Is 値又は Iw 値記入欄を必ず記入してください。

なお、事業計画書提出時に Is 値又は Iw 値が確認できる書類（耐震性能判定表等）の提出を求めますので正確な値を記載してください。

また、非構造部材の耐震対策については、建築基準法第 12 条に基づく調査及び点検（以下、「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検における項目（特に、災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される項目）に係る耐震対策を実施する事業について優先的に採択を行う予定です。

なお、令和7年度は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度になります。令和8年度以降の対策については、政府全体で検討中ですが、予算措置等については現在決まっておりません。そのため、可能な限り今年度中に耐震対策を進めていただくようお願いいたします。

- 耐震補強工事（耐震診断費）について、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とし、耐震診断の実施に要する費用についても補助対象とします。

（※昨年度までの補助制度においても、当該事業（耐震改築工事及び耐震補強工事）の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費（工事着工年度の前々年度支出分まで）を対象としています。）

- 特別防犯対策工事については、令和7年度までの時限措置であり、補助率を1/2に引き上げ、事業費の下限額を30万円、上限額を1000万円としています。

今年度が事業募集の最終年度となりますので、防犯対策をご検討中の幼稚園におかれましては、積極的にご活用いただくようご案内をお願いいたします。事業の申請にあたっては、「令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の事業概要について」も参照し、メニューの趣旨や通常の防犯対策工事との違いを確認したうえで、事業計画の作成をお願いします。

- 改築については、改築工事に伴い解体建物が使用できなくなる場合に限り、代替の仮設建物を整備するための費用も補助対象とします。

- 預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施

の確認が出来る書類（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）の提出を求めます。

- 内部改修工事については、事業計画一覧の備考欄に事業の内容（31人以上の学級定員を30人以下に引き下げることに伴い行う園舎の改修、熱中症対策の観点から行う空調設備の整備、預かり保育事業等を実施するスペースを拡張するための改修等）を記載してください。
- 事業計画書の提出を依頼する際に、各事業について当課にていずれの予算事業への採択候補事業とするかを指定します。予算区分の変更や希望についてはお応えできかねますのでご了承ください。
- 事業着手とは、工事契約の締結のこととしています。なお、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当しますので、ご留意ください。
- 単年度事業のため、原則、年度内に工事が完了するようにしてください。 _

6 採択の優先度

期限までに申請のあった事業について、予算の範囲内で採択を行います。その際は、耐震補強や改築（耐震）など、幼児の生命に関わる緊急性の高い事業から優先的に採択します。

私立幼稚園施設の耐震化は喫緊の課題であり、一日も早い改善が必要です。耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園（※）については、まずは耐震対策を最優先で行っていただくよう、お願いいたします。

耐震化の促進を図るためにも、耐震対策以外の事業について、予算の範囲内で採択の優先順位を付ける必要が生じた場合には、「園舎の耐震性があることの確認が既にできているか」を検討材料の1つといたします。事業計画一覧においても、耐震化の状況を確認するための欄を設けておりますので、事業の申請にあたっては、必ずご回答いただくよう、お願いいたします。

※耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園耐震性があることの確認ができていない園舎とは、旧耐震基準で建築された園舎（昭和56年6月1日の新耐震基準（建築基準法施行令）の施行以前に建築された園舎）で、耐震改修等の対策がなされておらず、耐震性があることが確認できていない（耐震診断を行っていない）ものを指します。複数の園舎を使用している場合、そのうちの1棟でも耐震性の確認ができていなければ、耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園とみなします。

なお、耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園について、耐震対策以外の事業に申請すること自体を妨げるものではありません。

31人以上の学級定数を30人に引き下げることに伴い行う増築及び内部改修について、

必要な整備を適正に行っていただく観点から、優先的に採択いたします。

つきましては、増築及び内部改修を行う場合は「基準引き下げに伴う工事」と記載してください。

7 注意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定に当たっては（１）、（２）のとおり行うこととし、また、事業経費が適正かどうかについて、過去に会計検査院からも不当事項として指摘されていることも踏まえ、（３）、（４）、（５）、（６）について、特にご留意ください。

（１）原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。

（２）入札によらない場合であっても、３社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式自由）に具体的に記入すること。

（３）補助対象事業については、原則として事業区分ごとに採択等を行うため、各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費とし、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱うこと。

いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」であり、本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指す。また、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはしないこと。

（４）補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出すること。

（５）本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や諸経費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことが分かるように示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。

（６）新築・増築・改築事業における保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めないこと。

8 今後のスケジュール（予定）

○事業の選定・事業計画書提出依頼（※）：4月頃

○内定・交付決定：各事業の実施予定時期による

※個別の法人毎の事業計画書の提出について

事業計画一覧を提出していただいた後、当課で事業の確認を行い、事業計画書の提出を求める事業を選定します。選定された事業については、次のとおり書類の提出を別途依頼します。つきましては、選定をもって事業の採択が内定するわけではありませんが、採択後には速やかに下記の提出書類を提出いただく必要がありますので、予め準備できるものは準備しておいていただきますようお願いいたします。）

（1）提出書類

- ① 私立幼稚園施設整備計画都道府県別総表（都道府県作成）
- ② 幼稚園別事業計画書
- ③ 幼稚園別補助金計算書※1
- ④ 私立幼稚園施設整備費補助交付要綱第4条第1項に定める資料※2なお、旧園舎の図面も添付すること。
- ⑤ 買収による取得については、幼稚園の施設を緊急に必要とする理由を明らかにする資料。
- ⑥ 預かり保育事業等の実施に伴う事業については、預かり保育事業等の実施の事実が明確に分かる資料（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）。

※1：事業区分が「改築（耐震）」の場合の保有面積は、耐震性能により区分（耐震性のない建物に係る面積を危険建物面積）とします。（未診断の建物を含む）その他の建物に係る面積は健全建物面積として扱います。

※2：事業区分が「改築（耐震）」の場合は、耐力度調査票に代えて耐震性能判定表を提出してください。また、事業計画書提出期限までに準備できない資料（前年度収支決算書等）は、資料の完成後速やかに提出ください。

（2）提出期限

後日、該当事業のある学校法人宛にお知らせします。